

「六本木安全安心憲章」とは

「六本木安全安心憲章（以下、「憲章」）」は、平成25年7月23日六本木地区安全安心まちづくり推進会議で採択・制定された六本木地区の安全・安心に向けた独自ルールです。六本木が目指すまちの姿を宣言するとともに、六本木のまちですべての人が守るべきまちのルールを示しています。

憲章は、六本木地区の安全・安心に向けて取り組んでいる5つの主要課題「防犯」「環境美観」「路上喫煙」「道路使用」「営業活動」について規定しています。

「六本木安全安心憲章」の詳細は、こちらから

港区公式ホームページ

六本木安全安心憲章

検索



本冊子は、憲章の基本項目ごとに写真、イラストなどを用いて、具体的な活動や遵守事項を紹介しています。

本冊子を参考に「賑わい綺麗なまち六本木」を目指し、憲章が掲げるルールを守り、実践しましょう！

<目次（憲章基本項目）>

まちの課題 ●●●▶ 憲章の基本項目（ルール）●●●●● ページ

防 犯 ●●●▶ 犯罪を防ごう ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● P1

環境美観 ●●●▶ 美しいまちにしよう ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● P2

路上喫煙 ●●●▶ タバコを吸うときは決められたルールを守ろう P4

道路使用 ●●●▶ 安全で安心できる道にしよう ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● P6

営業活動 ●●●▶ 近隣に迷惑をかけない営業をしよう ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● P8

<注意点>

- 掲載されている内容は、各ルールの“概要”です。そのため、詳細については各ページのQRコードから参照先のホームページ等をご確認ください。
- 掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。

犯罪を防ごう

Check & Action! まちのルールを確認・実践しましょう!

- 安全安心パトロールなど、まちの活動に積極的に参加します。
- 子ども達を地域で見守ります。
- 犯罪行為を見たら、ただちに警察に通報します。



警察に関する
相談窓口一覧

地域で起きる犯罪を防ぐのに最も効果的なのは、地域の目です。犯罪行為を見たら110番又は最寄りの警察署に通報しましょう!

パトロール活動

六本木ではボランティア団体によるパトロールが行われています。地域住民や事業者が主なメンバーで、日頃から子どもの登校の見守り、夜の見回りなど犯罪や事故の予防だけでなく、地域の危険箇所もチェックしてくれる頼もしい存在です!



六本木安全安心パトロール隊の活動の様子

- 警察と連携し、暴力団等を排除します。

平成26年4月1日 港区暴力団排除条例スタート!

4つの基本理念に基づいて、社会全体で暴力団排除活動に取り組みましょう!
また、港区では活動支援のため、アドバイザー派遣や活動物品の貸出を行っています。



基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

暴力団などに関する相談窓口

- 【港区暴力団排除条例及び活動支援について】 港区防災課生活安全推進担当 TEL: 03-3578-2271
- 【六本木近くの警察署 組織犯罪対策課】 麻布警察署 TEL: 03-3479-0110 赤坂警察署 TEL: 03-3475-0110
- 【(公財)暴力団追放運動推進都民センター】 フリーダイヤル TEL: 0120-893-240